



# 宮 崎 県 公 報

令和元年11月21日(木曜日) 第58号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 ( 送 料 共 ) 1 年 4 1, 7 0 0 円

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( “ ) 1
- 介護医療院の開設許可……………( “ ) 2
- 民有林の保安林の指定(2件)……………(自然環境課) 2
- 林業用種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 2
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意(2件)……………(水産政策課) 2

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商工政策課) 3
- 採石業務管理者試験の合格者……………(企業振興課) 3

- 地図及び簿冊の認証(6件)……………(農村計画課) 4
- 正 誤**
- 平成25年9月30日付け県公報(号外第58号)別冊中…………… 4
- 平成26年9月30日付け県公報(号外第43号)別冊中…………… 4
- 平成27年9月28日付け県公報(第2729号)別冊中…………… 5
- 平成28年9月29日付け県公報(第2833号)別冊中…………… 5
- 平成29年9月28日付け県公報(第2933号)別冊中…………… 5
- 平成30年9月27日付け県公報(第3033号)別冊中…………… 6

## 告 示

### 宮崎県告示第 538号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和元年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570501082	地域密着型特別養護老人ホームソレイユの丘	宮崎県小林市堤3702番地2	社会福祉法人ときわ会	宮崎県小林市堤4380番地	令和元年10月1日	短期入所生活介護
45B0200017	医療法人社団 仮屋医院 介護医療院	宮崎県都城市上水流町2348番地	医療法人社団 仮屋医院	宮崎県都城市上水流町2348番地	令和元年10月1日	短期入所療養介護

### 宮崎県告示第 539号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和元年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570501082	地域密着型特別養護老人ホームソレイユの丘	宮崎県小林市堤3702番地2	社会福祉法人ときわ会	宮崎県小林市堤4380番地	令和元年10月1日	介護予防短期入所

	護老人ホーム ソレイユの丘	02番地2	わ会	80番地		所生活介護
45B0200017	医療法人社団 仮屋 医院 介護医療院	宮崎県都城市上水 流町2348番地	医療法人社団仮屋 医院	宮崎県都城市上水 流町2348番地	令和元年10月1日	介護予防短期入 所療養介護

宮崎県告示第540号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和元年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	介護医療院		開設者		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
45B0200017	医療法人社団 仮屋 医院 介護医療院	宮崎県都城市上水 流町2348番地	医療法人社団仮屋 医院	宮崎県都城市上水 流町2348番地	令和元年10月1日	介護医療院

宮崎県告示第541号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字山岳2449-1、2449-7
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第543号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和元年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1360	株式会社ハマテック 児湯郡西米良村大字村所2番地27	採取	幼苗の育成	株式会社ハマテック 児湯郡西米良村大字村所2番地27

宮崎県告示第542号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市美々津町字関渡5452、5461-1、5461-4
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

宮崎県告示第544号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和元年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和元年10月8日
発起人の住所及び氏名	日南市

	外山 晋也 日南市 猪崎 欣男	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
加入区 の 名 称	日南市第三加入区	3 変更した事項
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち旧鶴戸支所の地域及び大堂津支所の地域以外の地域	(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (変更前) (仮称) ダイレックス新大塚店 宮崎市大塚町迫田 266番1 外 (変更後) ダイレックス小松店 宮崎市大塚町迫田 266番1 外
区 分	小型漁船漁業であって小型はえ縄等漁業以外のもの	(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) ケイエル・リース&エステート株式会社 代表取締役 芳野秀俊 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号 (変更後) エムエル・エステート株式会社 代表取締役 芳野秀俊 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

## 宮崎県告示第545号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和元年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和元年10月8日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 神戸 光一 東臼杵郡門川町 松田 好弘
加入区 の 名 称	門川加入区
区 域	門川漁業協同組合の地区
区 分	小型機船底びき網等漁業及び小型まぐろ漁業

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス小松店  
宮崎市大塚町迫田 266番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
エムエル・エステート株式会社 代表取締役 芳野秀俊

- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) (仮称) ダイレックス新大塚店  
宮崎市大塚町迫田 266番1 外  
(変更後) ダイレックス小松店  
宮崎市大塚町迫田 266番1 外
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) ケイエル・リース&エステート株式会社 代表取締役 芳野秀俊  
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号  
(変更後) エムエル・エステート株式会社 代表取締役 芳野秀俊  
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地  
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 4 変更の年月日
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
平成29年3月8日
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
令和元年10月1日
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
令和元年5月1日
- 5 変更する理由  
店舗名称の確定並びに商号及び代表者が変更したため
- 6 届出年月日  
令和元年11月8日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
令和元年11月21日から令和2年3月23日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
  - (2) 期間  
令和元年11月21日から令和2年3月23日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

令和元年10月11日に実施した第48回採石業務管理者試験の合格者

の受験番号は、次のとおりである。

令和元年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

10、13、14、15

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和元年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成26年8月1日から平成31年3月11日
- 3 地籍調査を行った地域  
宮崎市大字加江田の一部
- 4 認証年月日  
令和元年11月12日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和元年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
えびの市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成27年6月1日から平成31年2月28日
- 3 地籍調査を行った地域  
えびの市大字末永の一部
- 4 認証年月日  
令和元年11月12日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和元年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
日向市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成28年2月1日から平成30年3月27日
- 3 地籍調査を行った地域  
日向市東郷町山陰庚地番の一部
- 4 認証年月日  
令和元年11月12日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和元年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成28年9月1日から平成31年3月11日
- 3 地籍調査を行った地域  
宮崎市大字折生迫の一部
- 4 認証年月日  
令和元年11月12日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和元年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
美郷町
- 2 地籍調査を行った期間  
平成29年1月1日から平成31年2月20日
- 3 地籍調査を行った地域  
東臼杵郡美郷町南郷上渡川の一部
- 4 認証年月日  
令和元年11月12日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和元年11月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
国富町
- 2 地籍調査を行った期間  
平成29年6月1日から平成31年3月19日
- 3 地籍調査を行った地域  
東諸県郡国富町大字八代南俣、大字深年の各一部
- 4 認証年月日  
令和元年11月12日

正 誤

平成25年9月30日付け県公報(号外第58号)別冊中

ページ	誤			正		
3	給料	職員手当	期末・勤勉手当	給料	職員手当	期末・勤勉手当
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	75,165,792	7,748,173	26,232,986	72,028,559	11,980,304	25,138,086

平成26年9月30日付け県公報(号外第43号)別冊中

ページ	誤			正		
3	給料	職員手当	期末・勤勉手当	給料	職員手当	期末・勤勉手当
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	71,494,995	7,620,687	26,177,672	68,481,793	11,737,164	25,074,397
平成27年9月28日付け県公報(第2729号)別冊中						
ページ	誤			正		
3	給料	職員手当	期末・勤勉手当	給料	職員手当	期末・勤勉手当
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	74,380,779	7,704,041	27,029,117	71,433,327	11,722,563	25,958,047
12	職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		171千円	職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		408千円
	職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		166千円	職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		398千円
平成28年9月29日付け県公報(第2833号)別冊中						
ページ	誤			正		
4	給料	職員手当	期末・勤勉手当	給料	職員手当	期末・勤勉手当
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	74,076,359	8,263,924	27,501,729	71,247,054	12,143,642	26,451,316
13	職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		176千円	職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		419千円
	職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		171千円	職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		408千円
平成29年9月28日付け県公報(第2933号)別冊中						
ページ	誤			正		
5	給料	職員手当	期末・勤勉手当	給料	職員手当	期末・勤勉手当
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	72,899,543	8,532,641	28,081,969	70,156,673	12,332,104	27,025,376

14	職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	178千円	職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	423千円
	職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	176千円	職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	419千円

平成30年9月27日付け県公報(第3033号)別冊中

ページ	誤			正		
5	給料	職員手当	期末・勤勉手当	給料	職員手当	期末・勤勉手当
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	72,082,589	8,293,550	28,441,966	69,382,757	12,058,667	27,376,680
14	職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	164千円	職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	388千円		
	職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	178千円	職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	423千円		